

令和 7 年 10 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

香川県広域水道企業団議会

令和 7 年 10 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第10号

令和 7 年 10 月 29 日 午前 10 時 香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館 21 階特別会議室に招集する。

令和 7 年 10 月 22 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和 7 年 10 月 29 日 (水曜日) 午前 10 時 開会

出席議員 25名

大山 一郎 君	橋本 浩之 君
鏡原 慎一郎 君	米田 晴彦 君
氏家 孝志 君	北谷 恃邦 君
杉本 勝利 君	大西 智 君
春田 敬司 君	竹田 英司 君
横田 隼人 君	山条 真嗣 君
安井 一博 君	豊浦 孝幸 君
松原 壯典 君	工藤 正和 君
丸戸 研二 君	宮原 隆昌 君
安井 信之 君	市原 信夫 君
水本 富美子 君	河野 雅廣 君
豊嶋 浩三 君	門 秀俊 君
鈴木 崇容 君	

欠席議員 2名

松本 公継 君	十河 直 君
---------	--------

地方自治法第292条において準用する同法第121条第1項による出席者

企 業 長	池田 豊人 君	企 画 調 整 課 長	木 内 浩之 君
副 企 業 長	大 西 秀人 君	財 务 課 長	石 原 芳 浩 君
副 企 業 長	谷 川 俊 博 君	財 产 契 約 課 長	香 川 泰 弘 君
副 企 業 長	高 木 孝 征 君	計 画 課 長	小 笠 原 克 典 君
代 表 監 査 委 員	石 垣 佳 邦 君	危 機 ・ 技 術 管 理 室 長	多 田 康 宏 君
事 務 局 長	近 藤 壽 文 君	工 务 課 長	中 西 啓 造 君
事 務 局 次 長	穴 吹 泰 輔 君	水 質 管 理 課 長	塙 田 博 文 君

議 事 日 程

令和7年10月29日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期決定の件
 - 第 3 議席の指定
 - 第 4 議案 第1号 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 5 議案 第2号 和解による損害賠償の額の決定について
 - 第 6 議案 第3号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第 7 議案 第4号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）
 - 第 8 議案 第5号 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について
 - 第 9 議案 第6号 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
 - 第 10 議案第1号から議案第6号までに関する質疑
 - 第 11 企業団の一般事務に関する質問
-

令和7年10月29日（水曜日）午前10時各議員着席

○議長（大山一郎君）御起立願います。

御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。

開会に先立ちまして、企業長から、今期議会招集の御挨拶があります。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○企業長（池田豊人君）

皆様方には、令和7年10月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、

御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今議会に提案いたします議案は、予算外議案6議案でございます。

第1号議案から第4号議案までは、条例の一部改正議案及び損害賠償額の決定並びに専決処分事項の承認を求めるものであり、また、第5号議案は、水道事業会計について、第6号議案は、工業用水道事業会計について、それぞれ令和6年度の決算の認定などを求めるものでございます。

このほか、法令に基づく報告といたしまして、令和6年度予算の繰越、令和6年度決算に基づく資金不足比率及び債権の放棄について御報告いたします。

また、令和10年度以降の「次期施設整備計画及び財政収支見通し」の概案をお示しさせていただきます。

安定的に水道サービスを提供するために必要な広域水道施設整備や老朽化した施設の更新を着実に進めるための計画を策定いたしました。

そのうち管路につきましては、能登半島地震を契機に水道施設の耐震化の重要性、必要性が高まっていることを踏まえて、耐震化の加速化を図ることとしております。

これら事業の推進には多額の事業費を要し、給水人口の減少により料金収入が減少する中、財政収支見通しは厳しいものとなっております。

こうした状況について、利用者の皆様には是非ともご理解を賜らなければなりません。

議員の皆様方におかれましては御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは後ほど、高木副企業長より、議案など内容につきまして御説明いたしますので、議員の皆様方には、御審議のほど、よろしくお願い申し上げまして、招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長（大山一郎君）ただいまから、令和7年10月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、御配付のとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

- 一、企業長から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 149 条及び地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づく議案 6 件を受理いたしました。
- 一、企業長から、地方公営企業法 第 30 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づく決算関係書類を受理いたしました。
- 一、企業長から、地方公営企業法 第 26 条の規定に基づく繰越計算書を受理いたしました。
- 一、企業長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく報告書を受理いたしました。
- 一、企業長から、香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条の規定に基づく債権放棄報告書を受理いたしました。
- 一、監査委員から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 の規定に基づく報告 9 件を受理いたしました。

○議長（大山一郎君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大山一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において指名をいたします。
氏家孝志君、竹田英司君、宮原隆昌君の 3 名を指名いたします。

○議長（大山一郎君） 次に、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 2 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。
議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定をいたします。

鏡原慎一郎	北谷 悅邦
米田 晴彦	杉本 勝利
松本 公継	橋本 浩之
氏家 孝志	大西 智
大山 一郎	春田 敬司
十河 直	

竹田 英司	豊浦 孝幸
横田 隼人	松原 壮典
山条 真嗣	工藤 正和
安井 一博	丸戸 研二

宮原 隆昌	河野 雅廣
安井 信之	豊嶋 浩三
市原 信夫	門 秀俊
水本富美子	鈴木 崇容

○議長（大山一郎君） 次に、日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までを一括議題といたします。

副企業長の提案理由等の説明を求めます。

高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君） 今定例会に提案いたしました議案と次期施設整備計画及び財政収支見通しについて、御説明申し上げます。

まず、今定例会に提案いたしました議案は、予算外議案6議案でございます。

お手元配布の議案の概要により御説明申し上げます。

議案の概要1ページをお開き願います。

まず、第1号議案、香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。

建設業法施行令の一部改正に伴い、引用している同政令の条項を改めるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

次に第2号議案、和解による損害賠償の額の決定についてでございます。

令和6年11月に広域送水管理センター東側の管理道路において発生した自転車事故について、和解による損害賠償の額を決定するものであります。

2ページをお開き願います。

次に第3号議案、専決処分事項の承認について、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年9月9日に専決処分により、同条例の一部を改正したものでございます。

具体的には、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業制

度及び子育て部分休暇制度の拡充を図る規定の整備を行ったものでございます。

次に第4号議案、専決処分事項の承認について、損害賠償の額の決定についてでございます。

令和5年12月に三豊市において発生した交通事故について、令和7年3月26日に、専決処分により損害賠償の額を決定したものです。

3ページをお開き願います。

次に第5号議案、令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分についてでございます。

まず、1の業務量につきましては、前年度に比べ、給水戸数は微増、給水人口は減少しており、年間給水量は微増となりましたが、有収水量は同程度となっております。

また、有収率は88.53%で前年度88.96%と比べて微減となっております。

4ページをお開き願います。

2の予算執行状況、(1)収益的収支についてでございますが、収支差引の決算額は、b列の一番下のとおり、税込みで11億円余の黒字となっております。

5ページをお開き願います。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、b列、上から6行目になりますが、104億円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、c列、同じく上から6行目、81億円余となっており、その財源につきましては、右下(注2)繰越事業のとおり、7億9,000万円余を国庫補助金、33億2,000万円余を企業債、1億6,000万円余を出資金等、38億9,000万円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、80億円余の収支不足となっており、左下注1補填財源のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7億8,000万円余、減債積立金、他団体借入金償還積立金及び建設改良積立金14億1,000万円余、損益勘定留保資金58億2,000万円余で補てんすることとしております。

6ページをお開き願います。

3の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績でございます。

総費用は211億5,500万円、総収益は215億5,000万円で、当年度純利益として3億9,500万円を確保しておりますが、営業収支では、営業費用201億2,200万円に対し、営業収益が193億600万円と、費用が収益を上回っており、前年度に引き続き、※印のとおり営業損失が

8億1,600万円発生いたしました。

要因としては、収入面で給水収益は微増となりましたが、支出面では人件費の増加や、労務単価の上昇などによる委託料などの増加の影響が大きいと考えております、今後とも、こうした状況が続くと想定されることから、コスト意識の徹底を図り、経費の節減に努めてまいります。

7ページを御覧ください。

(2)財政状態でございます。

資産総額は、2,606億6,800万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は659億2,700万円、資本は1,543億3,200万円となっております。

8ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金等の動き及び処分案でございます。

令和6年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、18億700万円となっており、中段太枠の処分案について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、7億3,500万円を減債積立金に、7,800万円を建設改良積立金に、500万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、9億8,900万円を資本金に組み入れることとしております。

また、その下段、資本剰余金になりますが、令和6年度は、構成団体が管理する土地が企業団への承継資産として重複登録されていたことに伴い、除却処理による資本剰余金の減少が生じます。

このため、減少相当額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

9ページを御覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和6年度は、業務活動により79億6,500万円の増、投資活動により81億7,600万円の減、財務活動により9億5,900万円の増となり、期末残高は7億4,800万円増の293億1,000万円となっております。

10ページをお開き願います。

6の施設整備の概況でございます。

管路の新設、更新、浄水施設の更新等、施設整備にかかる事業費として、表の中段、上から

4行目になりますが、令和6年度執行額は94億1,700万円、翌年度繰越額は81億8,900万円となっております。

11ページを御覧ください。

7の構成団体からの繰入金の状況でございます。

令和6年度は、施設整備に充てた企業債の償還に係る補助金、経年施設更新整備事業等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて10億円余を繰り入れております。

12ページをお開き願います。

企業団では、区分経理満了時、令和9年度末に遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度とするとの目標値を掲げております。

毎年度末の目標値ではございませんが、令和6年度末の企業団全体での実績値は、企業債残高の比率が2.76倍、内部留保資金の比率が1.19倍となっております。

以上が、水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、13ページからは、第6号議案、令和6年度香川県広域水道企業団 工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分についてでございます。

1の業務量につきましては、令和6年度の給水事業所数は、前年度から1事業所増加して、42事業所となっており、年間有収水量も2,038万立方メートル余と、前年度から微増となっております。

14ページをお開き願います。

2の予算執行状況、(1)収益的収支でございますが、収支差引の決算額は、b列の一番下のとおり、税込み1億7,500万円余の黒字となっております。

15ページを御覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、b列上から6行目になりますが、2億6,100万円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、c列、同じく上から6行目、1,100万円余となっており、その財源につきましては、右下、注2繰越事業のとおり、全額、自己資金で賄うことしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、b列の一番下でございますが、3億4,400万円余の収支不足となっており、左下、注1補填財源のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,600万円余、減債積立金、建設改良積立金及び他団体借入金償還積立金

1億7,100万円余、損益勘定留保資金1億4,600万円余で補てんすることとしたしております。

16ページをお開き願います。

3の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績であります。

総費用は5億8,700万円、総収益は7億3,600万円で、当年度純利益は1億4,900万円となっております。

17ページを御覧ください。

(2)の財政状態でございます。

資産総額は99億7,100万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は22億1,500万円、資本は68億6,100万円となっております。

18ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金の動き及び処分案でございます。

令和6年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、3億2,000万円となっており、表下段の処分案について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、6,400万円を減債積立金に、3,500万円を建設改良積立金に、5,000万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1億7,100万円を資本金に組み入れることとしております。

19ページを御覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和6年度は、業務活動により5億3,500万円の増、投資活動により2億2,700万円の減、財務活動により1億700万円の減となり、期末残高は2億100万円増の22億2,700万円となっております。

20ページをお開き願います。

6の施設整備の概況でございます。

管路の更新などにかかる事業費として、表の中段、上から3行目になりますが、令和6年度執行額は2億4,600万円、翌年度繰越額は1,100万円となっております。

以上が、工業用水道事業会計の決算の概要でございます。

22ページから26ページまでは、令和6年度決算参考資料でございまして、事業体別の業務量や損益などを記載いたしております。

予算外議案については、以上でございまして、続いて、報告事項について、御説明させていただきます。

27 ページをお開き願います。

まず、水道事業会計予算の繰越しについてでございます。

水道事業会計の営業費用につきましては、3,500 万円を翌年度に繰り越すこととしております。

このうち、県施行ダム関連事業に関するものが 2,200 万円余、その他は、年度末に発生した浄水施設等の修繕に関するものでございます。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整に不測の日時を要したことなどにより、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

28 ページをお開き願います。

建設改良費でございますが、上の表のとおり 81 億 8,000 万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容としましては、注のとおり管路施設整備が 46 億 6,800 万円、浄水場・ポンプ・配水池等施設整備が 16 億 9,200 万円、電気・機械設備整備が 15 億 7,000 万円となっております。

なお、繰越理由といたしましては、管路施設整備について、国の補正予算を活用するためには、2 月補正を行った耐震対策事業、約 17 億円や、債務負担行為を設定した浄水施設や浄水設備の大型整備事業、約 22 億円について、施工内容の変更や追加により、不測の日時を要したことなどにより、年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

また、下段は、いわゆる事故繰越として、900 万円を繰り越すもので、管路施設の支障移転において、関係機関との調整に不測の日時を要したことなどにより、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

29 ページを御覧ください。

次に、工業用水道事業会計予算の繰越しでございますが、建設改良費につきまして、中段のとおり、1,100 万円を翌年度に繰り越すもので、内容としましては、電気・機械設備整備によるものでございます。

なお、繰越理由といたしましては、計測機器の調達に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

30 ページをお開き願います。

資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。

31 ページ 32 ページは、債権の放棄についてでございます。

香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、水道事業会計において、水道料金債権等 1,300 万円余、工業用水道事業会計において、32 ページにありますけれども、水道料金債権 80 万円余を、いずれも令和 7 年 3 月 31 日に放棄したものでございます。

なお、放棄した理由は、消滅時効にかかる時効期間が経過したもののか、債務者の死亡や破産等にかかるものでございます。

報告事項については、以上でございます。

次に、次期施設整備計画及び財政収支見通しについて、御説明いたします。

お手元の資料次期施設整備計画及び財政収支見通しについてを御覧ください。

最初に、令和 10 年度からの水需要予測について御説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

まず、将来の給水人口の見通しについてでございます。

差はあるものの、市町全てで、減少傾向となり、今後 15 年間で約 11 万人、約 12% の減少となっており、令和 20 年度で約 80 万人となる見込みでございます。

2 ページをお開き願います。

次に、将来の有収水量の見通しについてでございます。

有収水量は、主に給水人口の減少を要因として、減少傾向となり、今後 15 年間で 1 日当たり約 3 万立方メートル、約 11% 減少する見込みでございます。

有収水量の減少に伴い、給水収益も令和 20 年度には約 171 億円まで減少する見込みでございます。

3 ページをお開き願います。

ここからは、次期施設整備計画についてでございます。

次期施設整備計画の策定に際し、基本的な考え方として、A 水道施設の統廃合、B 水道施設耐震化の推進、C 持続可能で安定的な給水の 3 つの項目を基本的な考え方として、次期施設整備計画概案の策定を進めてきたところでございます。

4 ページをお開き願います。

この次期施設整備計画は、平成 29 年度に策定した、施設整備計画と同様、令和 10 年度以

降についても、①広域水道施設整備計画、②経年施設更新整備計画、③その他建設改良の3つに分けて整備を実施していく予定としております。

5ページをお開きください。

香川用水の老朽化・耐震対策についてでございます。

現在、水資源機構では、香川用水施設改築事業として、図示している区間において、老朽化・耐震対策事業を予定しております。

事業期間は、令和8年度から令和25年度の18年間の予定と伺っております。

企業団におきましては、右下のとおり、水資源機構が実施する当該事業の期間内に合わせ、香川用水取水口から各浄水場への導水管約10kmの耐震化を総事業費約120億円かけて進めます。

6ページをお開き願います。

①の広域水道施設整備といたしまして、右上の青枠にありますとおり、年約30億円の事業費を令和10年度から令和40年度の31年間設定しております。

主な事業内容につきましては、小豆地区は、引き続き肥土山浄水場関連の整備を進めるとともに、施設の統廃合を図ることとしております。

西讃地区は、新たに浄水場の整備を行い、西部浄水場との併用運転により、緊急時の相互補完性を強化するとともに、施設の統廃合を図ることとしております。

中讃地区は、新たに浄水場の整備を行い、施設の統廃合を図るとともに、五条浄水場へ香川用水を取水するための導水管整備工事を行うこととしております。

高松・東讃地区は、施設の統廃合を図るとともに、将来の持続性を確保するため、東部浄水場の拡張を計画しております。

これらの4地区の事業を執行するため、現在、国土交通省と協議を行っており、今年度、変更認可申請書を提出する予定としております。

7ページをお開きください。

表のとおり、現在84箇所ある浄水場等は、令和25年度には統廃合により54箇所となり、30箇所の減となります。

また、それに伴う更新事業費は、統廃合を実施した場合、約369億円の減となり、広域化のメリットが顕著に表れていることから、統廃合を進めていく必要があると考えております。

8ページをお開き願います。

2つ目の、②経年施設更新整備についてでございます。

こちらは、水道施設を機能させるための維持・向上に資する整備でございます。

左側の棒グラフを御覧下さい。

赤色の棒が、更新基準年数を超過した老朽化資産を示し、青色の棒が、健全資産を示しておりまして、現在の年間約 87 億円の投資額を維持した場合、老朽化資産が増加する見通しでございます。

次に、右側の棒グラフを御覧下さい。

先程御説明した①の広域水道施設整備が終了する令和 40 年度まで、②の経年施設更新整備事業費に年 120 億円投資いたします。

その後、令和 41 年度以降は、①の広域水道施設整備で充当していた年約 30 億円を、この経年施設更新整備事業費に充当し、あわせて年 150 億円を投資することにより、老朽化資産は、維持または減少することとなります。

参考までに、令和 40 年度以降も年 120 億円を投資した場合を黄色の棒グラフで示しておりますが、老朽化資産の増加割合が少し鈍くなるものの、老朽化資産が増えていくことになります。

このような試算結果を踏まえまして、企業団の資産を老朽化させないためは、令和 40 年度まで年 120 億円を投資し、その後、年 150 億円を投資する必要があると考えております。

9 ページを御覧ください。

上下水道耐震化計画についてでございます。

先ほど御説明いたしました②経年施設更新整備の中には、上下水道耐震化計画の事業が含まれております。

企業団では、上下水道耐震化計画におきまして、重要給水施設 356 施設のうち、災害拠点病院や防災拠点に指定されている 77 の重要施設に接続する水道管路等について整備を行うものでございます。

これまで実施してきた企業団の年間事業費ベースでは、耐震化の完了までにおおよそ 22 年を要するところ、企業団としてできる限りの上積みを行うことにより、概ね 15 年間で 77 の重要施設に接続する管路の耐震化を完了させることを目標に掲げております。

特に令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間におきましては、災害拠点病院や防災拠点の 77 施設のうち、各市町が実施する下水道耐震化に併せて、企業団としても事業を行う必要がある下水道区域内の 49 施設について、最優先して耐震化を進めることとしています。

77 施設の耐震化計画につきましては、スピード感、スケジュール感をもって耐震化を進め

ていくとともに、交付金の拡充等、今後より一層の支援を国に強く働きかけて参りたいと考えております。

10 ページをお開き願います。

③その他建設改良についてでございます。

その他建設改良は、先程より御説明いたしました①の広域水道施設整備や②の経年施設更新整備に該当しない事業で、下水道管理設工事に伴う水道管の移設工事等を指すものでございます。

当該事業は、他事業者の施工に伴う事業であり、予算の見通しを立てることが困難であることから、実績値の平均や直近の事業費を勘案し、年 20 億円とするものでございます。

11 ページを御覧ください。

令和 10 年度以降の施設整備計画の予定事業費についてまとめたものでございます。

企業団といたしましては、広域化したメリットを最大限生かすため、浄水所や配水池の統廃合を進めるとともに、これ以上、老朽化した水道管路や浄水施設等の資産を増やさないためにも、令和 10 年度以降の施設整備費に年 170 億円が必要であると考えております。

12 ページをお開き願います。

令和 10 年度からの財政収支見通しについてでございます。

まず、収益的収支の見通しについて御説明いたします。

令和 6 年度は決算見込額を、令和 7 年度は当初予算額を、令和 8 年度からは推計値を計上して、令和 20 年度までの収支を見通したものでございます。

黄色の折れ線グラフが純損益でございますが、令和 6 年度決算では 3 億 9 千万円余の黒字を計上いたしましたが、令和 7 年度は料金収入の減少が見込まれることや、物価上昇による人件費や物件費、減価償却費の増加により、赤字となる見込みでございます。

令和 8 年度以降も、同様の傾向が続くものと考えられますので、このまま料金改定等を行わなければ、令和 20 年度まで赤字幅の拡大が続く見込みでございます。

13 ページをお開き願います。

資本的収支の見通しについてでございます。

赤い棒グラフで示す、資本的支出につきましては、耐震化を加速するため、先程御説明した上下水道耐震化計画に沿って令和 9 年度までの施設整備計画を見直し、追加耐震事業 101 億円実施することとしましたので、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて支出額が増加しております。

また、令和 10 年度以降も、次期施設整備計画に基づいて、年 170 億円の事業費を予定していることに加え、年 2 % の物価上昇を見込んでおりのことや、企業債の償還金が増加していくことから、資本的支出が毎年継続して増加することを見込んでおります。

一方、青い棒グラフで示す、資本的収入につきましては、財政目標を考慮せず、企業債を最大限借り入れることとして試算しておりますことから、少しずつ増加していきますが、令和 15 年度には、黄色の折れ線グラフで示す、内部留保資金が不足する見通しとなっております。

14 ページを御覧ください。

収支が悪化する要因について、分析したものでございます。

表にありますとおり、企業債発行額と内部留保資金の増減について、①令和 9 年度までの 10 年間と、②令和 10 年度からの 10 年間を比較しますと、表の右端にありますとおり、企業債発行額は 1,176 億円増加し、内部留保資金は 415 億円減少することとなります。

なお、今回の見通しでは、令和 10 年度以降の企業債を最大限借り入れることから、令和 19 年度末の企業債残高は 1,677 億円となり、対給水収益比率では、9.74 倍となります。

次に、表の下に記載しております①～⑤は、収支が悪化する主な要因でございます。

1 つ目は、施設更新設備等の増でございまして、事業規模を年 130 億円から 170 億円に増加させたことにより、521 億円の費用増となっております。

2 つ目は、人件費及び物件費の増でございまして、年 2 % の物価上昇率を見込んだことにより、356 億円の費用増となっております。

3 つ目は、企業債償還金の増でございまして、企業債を最大限借り入れることから、企業債残高が増加することにより、305 億円の費用増となっております。

4 つ目は、支払利息の増でございまして、企業債残高の増加や、利率の上昇により、189 億円の費用増となっております。

5 つ目は、料金収入の減でございまして、人口減少等を背景とした有収水量の減少により、145 億円の収入減となっております。

このようなことから、適切な施設の維持・更新を行い、財政規律を遵守して資金を確保するためには、料金改定が必要と考えているところでございます。

最後に、水道料金統一に向けた取り組みのスケジュールの変更についてでございます。

15 ページをお開き願います。

統一料金については、令和 5 年度に設置した有識者からなる香川県広域水道企業団水道事業等審議会において議論していただいており、令和 6 年度は令和 7 年 3 月に開催した第 5 回

審議会において 10 項目からなる基本方針を策定したところでございます。

その後、料金制度概案を策定のうえ、統一料金のあり方について答申をいただく予定にしておりますが、料金制度概案の策定には、令和 10 年度以降の施設整備計画・財政収支見通しが必要となります。

令和 10 年度以降の施設整備計画概案及び・財政収支見通しについては、令和 6 年度末から策定にとりかかる予定としておりましたが、先行する令和 9 年度までの施設整備計画・財政収支見通しの見直し作業が遅れたことにより、先程御説明したとおり、半年ほど遅れて策定となったところでございます。

こうした作業の遅れにより、右側の変更後スケジュールのとおり、審議会から、料金制度概案を策定のうえ、統一料金のあり方について答申いただくのを、令和 7 年度から令和 8 年度とせざるを得なくなり、企業団議会への条例提案時期も令和 8 年秋から令和 9 年冬に変更せざるを得なくなつたものでございます。

なお、この変更により、統一料金の県民への周知やシステム変更などの準備期間がやや短くなりますが、必要な期間は確保されており、令和 10 年度からのスタートには影響はございません。

また、料金統一化を進めるに当たり、各種広報媒体を活用し、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、企業団議会への報告、また、県議会及び市町議会へ適宜説明を行い、構成団体の御理解・御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次期施設整備計画及び財政収支見通しについては、以上でございます。

議員の皆様方におかれましては、企業団の業務運営に、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 以上で、提案理由等の説明を終わります。

続きまして、代表監査委員から決算審査及び資金不足比率の審査について概要説明があります。

石垣代表監査委員。

(代表監査委員石垣佳邦君登壇)

○代表監査委員（石垣佳邦君） 令和 6 年度香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水

道事業会計決算等について審査を行いましたので、その結果につきまして御説明申しあげます。

資料は、令和6年度香川県広域水道企業団決算審査意見書、令和6年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書の2分冊になっております。

まず、お手元の令和6年度香川県広域水道企業団決算審査意見書の1ページをお開きください。

決算審査に当たりましては、第1の3、審査の方法にありますように、決算関係書類の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行等が合理的かつ効率的に行われたかどうかを主眼としています。

このため、決算書、関係諸帳簿等を照合するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果も参考にし、多角的な視点から審査を行いました。

審査の結果については、第2の1に記載のとおり、決算書、関係諸帳簿等は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、計数は正確であり、当年度における経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示していると認められました。

また、予算の執行及び事業の管理に当たりましては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って適正に行われ、事業体によってバラつきはありますが、企業団全体でみた場合は、おおむね財政の健全かつ円滑な運営が確保されていると認められました。

続いて、令和6年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書をお開きください。

水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金不足率につきましては、意見書中段の第4、審査の結果及び意見に記載のとおり、いずれも資金不足の状況にはないことを確認しております。

令和6年度の決算審査などの概要説明については、以上でございます。

(降壇)

○議長（大山一郎君）以上で、決算審査等の概要説明を終わります。

次に、日程第10、議案第1号から議案第6号までを議題とし、議案に関する質疑並びに日程第11、企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告のありました米田晴彦君の発言を許可いたします。

米田晴彦君。

(米田晴彦君登壇)

○米田晴彦君 おはようございます。

3点について、伺いたいと思います。

まず、1点目は水道管固定の橋の耐震不足の現況と対応についてです。

先日、橋げた部分に水道管が固定されている橋の耐震性について会計検査院が調べたところ、調査した橋の約7割で耐震性が確保されていない恐れがあり、取水や浄水の施設などの急所施設や、避難所、病院などの重要施設に接続する重要ラインに接続しているところもあって、地震発生の際、システム全体が機能を失い、甚大な影響が生じる恐れがあると指摘したとの報道がありました。

記事によりますと、耐震性が確保されていない橋に管を固定すること自体、国土交通省は原則認めていません。

にもかかわらず、検査院の今回の調査では41の自治体などが2022~23年度に管の工事契約を交わした74の橋のうち、28自治体、51カ所で古い耐震基準のまま設計がされていたり、築年数が不明でだったり、橋の耐震性を確保できていない恐れがあるのを承知しておりながら早期に通すことを優先して工事を行っていたようあります。

国交省は検査院の今回の指摘に対し、各自治体に対し、橋の耐震性の確認や他ルートへの変更の検討などを実施するよう周知したと報じられています。

そこで、伺います。

香川県内において、耐震性が確保されていない橋への水道管を固定している箇所はあるのでしょうか。

ある場合にその箇所には国交省が求めている応急対応の用意はされているのでしょうか。

国交省の通知を受けてのこれまで対応と今後の対応策についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、水道インフラの老朽化対策の課題と方針についてです。

水道インフラの課題については、これまで、耐震化の観点から、また各地で起きる水道管の破損事故、先日もさぬき浜街道で漏水事故がありましたが、これらのニュースによって、耐用年数を迎えていることを県民の皆さんのが意識するようになってまいりました。

その更新の課題について、これまでも当議会でやりとりがなされてきたところです。

私自身も施設設備の現状がどうなのかという面と、更新を進める体制側の問題、企業団内

の人材育成、技術力の伝承の問題とともに、地域に密着した工事業者が持続可能な状態にあるのか、といった視点で課題を共有すべく質問をしてまいりました。

国全体としても、今後の上下水道政策のありかたを考えるうえで、人材確保の課題を深刻な問題としてとらえているようとして、この間行なわれております国の検討会の中でも中心課題として議論がなされていました。

有効な方法を見出しているのかと、その資料にも目を通させていただきましたが、明確な打開策を見出しているとは感じられませんでした。

執行体制の強化と称して、広域連携、官民連携、DX技術の導入が重要だとまとめていますが、どうもピンときません。

何が足りないんだろうか、考えるなかでたどり着いた結論は、結局のところ何故に担い手不足になっているのか、本当の原因のところに目を向けようとしていないところにあるということでした。

命の水を預かる崇高な仕事であるにもかかわらず、他のエッセンシャルワーカーと呼ばれる社会的インフラに関する分野の仕事と同様に、低待遇を改善する手立てが講じられようとしていることにあると考えます。

経営基盤の強弱の違いが明らかなのに、そのことへの手立ては講じずに、合理化努力によってがんばれという精神論で切り捨てていてもそこに人材が集まるわけがありません。

日進月歩の新技術を導入することによって省力化することは当然ですが、それとて経営基盤の脆弱な経営体に対する明確な格差は正策がなければうまくいきません。

少人数で現場を回すことを求めるのなら、それなりの技術実装と職員一人一人が高度な技術を習得できるような支援策も求められます。

過去最高の収税を記録しながら最も大切なインフラがボロボロでは洒落にもなりません。
そこで伺います。

過去に質問した際、職員体制の整備の課題について、技術職員の数が十分でないといった体制面の課題がある、技術職員の積極的な採用や研修体制の充実などにより職員の計画的な確保・育成を図る、プロフェッショナルを確保・育成するために新たな採用した職員に対するOJTや外部研修、独自の研修体制の構築との答弁をいただいておりますが、うまくいっているのでしょうか。

どのようなことを具体的に行なってきたのか、今どのような状況にあるのか、そして今後どうしていくのか、お示しいただきたいと思います。

また、地域の水道事業者の確保・育成に関して、地元事業者の受注機会の確保を図るとともに、入札参加資格の格付算定において、事業者の技術力の向上を図ることを目的に、管工事に係る資格者を有する事業者を加点対象としているほか、事業者の従業員を対象とした技術講習会の講師として、専門的な知識・資格を有する職員を派遣することで、事業者の従業員の技術力の向上を支援すると答弁をいただきましたが、水道事業者の数が減っている地域もあり、事業者に過度な負担となっていはしまいか、小さい事業者が淘汰される方向に向かわぬか危惧しております。

答弁で、地域の事情に精通した事業者の協力が不可欠との認識を示された貴職の現状に対する認識と今後の方向性についてお示しください。

そして、究極の課題として、水道インフラを守っていくためには、今の料金収入によって賄っていく枠組みには限界があることを国に認めさせ、ナショナル・ミニマムとして国が財源的に責任を持つ仕組みを求める考えについて、企業長のお考えをお聞かせください。

最後3点目、P F A S、とりわけP F O A対策について危機意識を持って取り組んでいただきたくP F O A汚染原因企業への対応について伺います。

P F A Sの中でもP F O Aは、フォーエバー・ケミカル、永遠の化学物質と呼ばれ分解しにくい物質で、完全に分解させるには1100℃以上の超高温で燃やさなければならぬほど厄介な代物です。

2019年5月には、人体や環境に悪影響を及ぼす残留性有機汚染物質の製造・使用の廃絶・制限、排出の削減、廃棄物の適正処理を目的としたストックホルム条約でP F O Aは最も危険な化学物質として、P C Bと同じカテゴリーとして認定され、日本もこの条約を批准しています。

このP F O Aの危険性とその汚染が明らかになっているにもかかわらず、国の対応が遅々として進まず、未だ健康への影響が定まっていないと関係者の救済に乗り出そうとしていません。

水俣病を再び繰り返さないという姿勢が全く感じられません。

アメリカでは、2000年、環境保護庁がP F O Aの人体への影響を懸念して調査の必要性があると公表、その危険性を認識していた世界の先頭を走っていた3 Mが2002年に製造を中止いたしました。

同時期、製造企業のデュポン社に対し飲料水汚染の数千人規模の集団訴訟が起り、2004年に和解をいたしております。

そして、疫学調査もデュポン社の負担で実施をされ、2012年、科学者による調査会が、妊娠高血圧並びに妊娠高血圧腎症、精巣がん、腎細胞がん、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎、高コレステロールへの影響があると結論付けました。

そして2022年、アメリカのPFAAS曝露、試験、及び臨床的フォローアップに関するガイドラインでは、血中濃度が2ng/ml以上の人には対処が必要と打ち出しました。

一方、日本でも、戦時中にフロンを扱う化学工場として発展したダイキンの企業城下町摂津市で、過去からPFOAの排出が原因ではないかという事態が繰り返されてまいりました。

1953年、牛の突然死が問題になり、当時の大阪府・大阪市はフッ素化合物による心臓障害と考えていました。

1955年にはフッ素ガスが漏れ出す事故によって稻が黄色に変色、枯死する事件を引き起こしています。

ダイキン自身も大量の放流を認めており、大阪の水道水はPFOA濃度、40ng/Lと飛び抜けて高い数値を示しています。

その結果、他地域に比べて高い住民の血中濃度が大阪府の低体重児の出生率やがんの死亡率が全国平均より高いというデータと因果関係があるのではないかと健康への心配は高まっています。

そんな中、先日、京都大学の研究チームが、ダイキンの元従業員のPFOA曝露の影響について、間質性肺疾患が10万人に1人のところが、ここでは従業員が5人中3人もあったと科学誌で発表されてもいます。

また、水道水の汚染に震撼させられた岡山県吉備中央町、活性炭リサイクル企業が使用済み活性炭を野晒しにしていて水源が汚染された問題ですが、未だ住民の不安が取り除かれた状況とは言い難い状況にあります。

町民の血液検査は実施され、検査を受けた住民の9割の方の血中濃度が、先程紹介しましたアメリカでは問題とされる数値を上回っていました。

汚染の原因となった使用済み活性炭のはいったフレコンバックが一体どこからきたのかも調査しようとしていません。

水源だった川平ダムの汚染除去をどう実現するのか、放流されるダムの水の農地等への影響はないのかなど、耳にするのは行政の対応に不信を募らせる声ばかりです。

2009年10月から20回以上、大阪府、ダイキン、摂津市の三者懇談が行われてきたにもかかわらず、今も排水基準を公表しない態度が貫かれています。

どちらを向いているのかと言いたくなります。

このようなPFOAをめぐる企業、行政の対応を見ていますと、水俣病の被害を拡大させた同じような構図があると感じます。

豊島の産業廃棄物問題を引き起こした県の責任者でもある企業長は、どこよりも厳しい視線を送っていることと思いますが、どのような見解をお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

その上で、住民の不安が置き去りにされている現状を開拓するために、国に対してどのようなアクションを起こさなければならないと考えるのか、また、このように、色々なデータから事実関係、因果関係が明らかになっている場合に、被害を拡大させず、住民を守るために、現段階では法の整備が間に合ってないという状況の中で、手の打ちようがない場合の行政の対応の仕方について、緊急避難といいますか、臨時の措置をとるべく動くことも行政のとるべき対応としては必要と考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上3点質問させていただきました。

よろしく御答弁をお願いします。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○企業長（池田豊人君）米田議員の御質問にお答えいたします。

まず、水道管固定の橋の耐震不足の現況と対応に関する御質問がございました。

企業団の管内におきましては、橋梁の上部構造に添架する形式である添架水管橋が約1,200橋。

それと、水道管が独立した橋梁構造である独立水管橋が約900橋の合わせて約2,100橋の水管橋がございます。

そのうち、御質問の耐震性が確保されていない橋梁に添架をしている添架水管橋の箇所についてでありますけれども、今回の会計検査院の指摘を受けまして、現状について直ちに把握するため、調査を開始しておるところでございます。

具体的には、急所施設及び避難所、病院などの重要施設に接続する重要ラインにある添架水管橋の耐震性については、この中でも最優先で調査を現在行っております。

地震などが発生した場合の災害時における応急対応についてでございますけれども、水道管のネットワークの状況によりまして、水道管の破損が断水に直結するような場所、このような場合には、給水車による応急給水や仮設工事をはじめとする応急復旧にすぐに取り掛かれるよう、対策マニュアルを整えて日頃から準備をしておるところであります。

今後の対応でありますけれども、新たに添架水管橋を設計する際には、耐震指針に基づき、橋梁の耐震性を橋梁管理者などに確認し、耐震性が確保されている橋梁に添架をすることといたします。

また、既存の水管橋の中で添架水管橋の設計に求める耐震性が確保されておらず、水道管の破損が断水につながる、そういう箇所につきましては、独立水管橋の設置などの検討を行ってまいりたいと思います。

将来にわたる安全で安心な水道水の安定的な供給は企業団の使命であり、企業団としましては、地震が発生した場合におきましても、水道施設の被害が最小となるよう、今後とも、水道インフラの強靭化に、鋭意、取り組んでまいります。

次に、水道インフラの老朽化対策の課題と方針についての御質問がございました。

まず、職員の確保、技術職員の確保でありますけれども、技術職の筆記試験では教養試験を実施せずに、専門試験のみとするとともに、専門試験では土木・建築・電気・機械のうち1科目のみを選択するといった受験しやすい形式と見直しております。

その結果、近年はおおむね採用予定人数どおりの技術系の職員数を確保できているところであります。

今後も、高齢層職員の退職を見据えまして、計画的な職員採用を行ってまいります。

職員の育成につきましては、新規採用職員に職場で知識・経験を伝える指導員を配置すること、外部機関が実施する研修に参加して視野を広げること、このようなことによって新たな知識の習得を図る、このような取り組みをしておりまして、その結果として、新規採用職員の勤務状況報告によりますと、知識や技術の習得・向上が取り組み前後において、向上が見られることが確認できております。

今後は、職階に応じて求められる役割ごとに必要な知識・技術・能力が習得できるよう、企業団における職員の研修方針を策定をしまして、体系立てた人材育成及び技術継承に努めてまいります。

また、地域の事情に精通した事業者の協力は今後とも不可欠であります、事業者の規模に関わらず、水道サービスの維持に重要な役割を果たしておられることから、地域の水道事

業者の確保は必要なものであると認識しております。

地域の水道事業者の確保・育成につきましては、入札参加資格の格付算定におきまして、管工事に係る資格者を有する事業者を加点対象としておりますけれども、競争入札参加資格者名簿の水道施設工事に登録のある事業者のうち、この加点対象となっている事業者の割合は近年上昇傾向にあります。現時点においては、指摘のありました御懸念の状況にはないものと認識しております。

今後とも、地域の事情に精通した事業者が確保できるように、状況を注視しながら、必要に応じて制度等の見直しは今後ともを行ってまいりたいと思います。

また、水道インフラを守るため、国に財源的な責任を求める考えでありますけれども、地方公共団体が経営する水道事業は、国の交付金や地方財政措置もありますけれども、必要な経費については、水道使用者からの料金収入で賄う独立採算制を原則として運営をされておるところでございます。

企業団といったしましては、水道事業を安定的な運営とするため、耐震化事業に関する防災・安全交付金など、一層の国の財政的支援が不可欠と考えておりますので、県と連携を図りながら、引き続き、国による支援制度の拡充・強化などが図られるよう、国に対して強く要望をしてまいりたいと考えております。

最後に、PFOAの対応についての御質問がございました。

私としましては、県民の命や健康を守るため、地方公共団体として必要がある場合には、毅然とした対応を行うことは当然のことであると考えております。

企業団では、水道水の安全性の確保などに万全を期す見地から、国の法令改正に先立ちまして、令和4年度から水道水の水質検査を年4回行っているほか、令和6年度からは全ての原水においても同様に年4回水質検査を実施し、汚染状況の監視を行っております。

また、PFOS及びPFOAが検出された場合においては、国が示した対応事例を踏まえ、浄水処理や他の浄水場からの給水といった必要な対応を行ってまいります。

安全かつ清浄な水の供給の確保は、水道事業者にとって最も基本的な義務であることから、企業団といったしましては、今後も国の動向を注視するとともに、自治体の環境衛生部局と連携を図りながら、その義務をしっかりと果たせるよう、引き続き、緊張感をもって取り組んでまいります。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑・質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑・質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君） これをもって、質疑・質問を終局いたします。

○議長（大山一郎君） 日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第3号を 原案のとおり承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第5号を原案のとおり認定・可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり認定・可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第6号を原案のとおり認定・可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり認定・可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。

御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。

これをもって、今期議会を閉会いたします。

午前11時10分閉議・閉会

会議録署名議員

議長 大山 一郎

議員 氏家 孝志

議員 竹田 英司

議員 宮原 隆昌

